

事務連絡
令和5年（2023年）8月3日

公益社団法人北海道トラック協会 様

札幌市中央卸売市場管理課長

市場内外における交通安全等の推進について

日頃から、本市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市場内から市場外へ出るときの自動車、モーター等の危険な走行により、歩行者が危険にさらされていることについて、市民から苦情（嚴重抗議）が寄せられました。

つきましては、貴協会会員で当市場に出入りする車両について、市場内から市場外（環状通）へ出る際は下記の事項を遵守されるよう、関係者への周知徹底をお願いいたします。

記

1 特に遵守すべき事項

西門（環状通側出入口）から環状通へ出る場合、歩道を横切ることになるので、道路交通法第17条第2項に基づき**必ず歩道の手前で一時停止**し、左右から歩行者や自転車が来ないことを確認し、歩行者等の通行を妨げないように徐行しながら環状通へ出てください（下記写真参照）。

なお、他の出入口についても、交通法規を遵守し、歩行者に注意して通行してください。



【連絡先】 管理課管理係